

「社会保障・税一体改革成案」における年金改革のポイントと評価

《要 旨》

- 2011年7月1日「社会保障・税一体改革成案」が閣議報告された。これを受けて12年通常国会以降の年金改正法案提出に向け、8月26日に社会保障審議会年金部会が、9月1日に短時間労働者への社会保険適用に関する特別部会がそれぞれスタートした。議論の対象は、新制度の創設ではなく、現行制度の改善である。もっとも、現行制度だからこそ、一筋縄ではいかないものが多い。本稿では、成案で掲げられた各項目のポイントを整理するとともに、評価を試みた。
- 厚生年金の短時間労働者への適用拡大は、重要な課題である。他方、現行制度のもとでそれを徹底するには限界がある。仮に標準報酬9万8千円の壁を崩すこととなれば、厚生年金と国民年金との間で公平性が損なわれ、制度に歪みが生じかねない。企業負担増大による雇用へのマイナスの影響も懸念される。また、適正な執行にも不安がある。
- 第3号被保険者制度の見直しも掲げられているが、その改善案として成案で提案される二分二乗は、厚生年金報酬比例部分（2階）を対象としたものであり、基礎年金（1階）の費用負担方法こそが問題の根源である第3号被保険者制度の改善案として、的外れである。
- 被用者年金一元化は、目指すところはよくとも、進め方や落着に懸念がある。関係省庁間で検討が進められるという。客観性を高めるには、政治が主体的に議論をリードする必要がある。2007年の安倍晋三政権時も、共済の既得権に切り込む難しさが確認されている。
- 最低保障機能の強化は、目的はまさに妥当であるとしても、その柱である現在の低所得者への加算には、方法として難がある。「所得」を年金給付だけでなく、事業所得、金融資産所得なども含め幅広く捉え、かつ、正確に捕捉する体制が整っていないなかでは、真の低所得者を見分けにくい。また、意図的な未納ゆえに低年金である人を、この仕組みから排除することは実務的にほぼ不可能であろう。無理を押しして実施すれば公平性を損なう。
- マクロ経済スライドの見直しが掲げられたことは、成案最大の成果といえる。問題は、実現可能性である。マクロ経済スライドを見直せば、前年の名目年金額を下回る改定を許容することになり、年金受給者の反発も当然予想される。マクロ経済スライドの見直しは、議論というよりも、政治家の年金財政に対する理解、国民への説明、および、合意確保にこそかかっていることが銘記されるべきであろう。

1. はじめに

2011年7月1日、「社会保障・税一体改革成案」（政府・与党社会保障改革本部決定）が閣議報告された。年金改革に関する議論継承の場として、8月26日に社会保障審議会年金部会が、9月1日に短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会が、それぞれスタートした。今後、2012年通常国会以降の年金改正法案提出に向け、議論が進められる。

そもそも、民主党は、看板政策の1つとして、所得比例年金と月額7万円の最低保障年金の組み合わせによる新しい年金制度の創設を掲げてきた。もっとも、2009年の政権交代後も、新制度創設に向けた本格的議論は見られず、社会保障・税一体改革成案でも、新年金制度創設は事実上棚上げされ、現行制度の改善が優先されることとなった。その主要舞台が、今回の年金部会などであり、現行制度の改善項目は、次の5つである（第8回社会保障改革に関する集中検討会議資料より抽出）。

- ・ 働き方・ライフコースの選択に影響を与えない制度（厚生年金適用拡大、第3号被保険者制度の見直しなど）
- ・ 被用者年金一元化
- ・ 最低保障機能の強化（受給資格期間の短縮、低所得者への加算など）
- ・ 能力に応じた負担を求める方向性（標準報酬上限の引き上げなど）
- ・ 年金財政の持続可能性の確保（基礎年金国庫負担1/2の維持、デフレ経済下のマクロ経済スライドの在り方など）

これらは、現行制度の改善とはいえ、あるいは、現行制度であるからこそ、一筋縄ではいかないものが多い。例えば、厚生年金適用拡大や低所得者への加算は、目的はよくとも、現行制度のもとでは弊害も多く、手放しで改善とはいいいにくい。第3号被保険者制度の見直しは、現行制度のもとではそもそも出口が見えない。これらが、半年程度で十分な議論が尽くされ、納得感のある結論が導かれるのか全く不透明である。以下では、改善項目のうち主要ポイントを整理するとともに、評価を試みた。

2. 現行制度改善項目のポイントと評価〈1〉 - 働き方・ライフコースの選択に影響を与えない制度

(1) 厚生年金適用拡大

社会保障・税一体改革成案では、働き方・ライフコースの選択に影響を与えない制度として、より具体的には次の4つがあげられている。すなわち、①厚生年金適用拡大、②第3号被保険者制度の見直し、③在職老齢年金の見直し、および、④育児期間中の者に係る配慮措置の拡充である。そのうち今後の議論の柱と思われるのが、厚生年金の適用拡大である。

もともと、わが国の厚生年金制度は、専業主婦の妻を持つ正社員の夫を念頭に置いて作られており、その結果、非正規被雇用者の増大をはじめとする近年の雇用形態の変化に年金制度は対応しきれなくなっている。このことは、自営業者と農林漁業者のための制度として発足した国民年金の最大の加入者が、今や厚生年金から溢れた被雇用者になっている状況に如実に現れている。

国民年金は、保険料に事業主負担がなく、給付も基礎年金だけであり、被雇用者にとって好ましい制度ではない。よって、早急な是正が求められている（西沢[2008]第4章）。

そこで、社会保障・税一体改革成案は、フルタイム被雇用者の労働時間の4分の3以上（フルタイム被雇用者の週労働時間を40時間とすると30時間に相当）という現行の厚生年金の適用基準引き下げを検討するとしている。ちなみに、社会保障・税一体改革成案には、適用基準を週労働時間20時間以上とした場合、およそ400万人が新たに厚生年金の適用になるとの試算が示されている。

では、これをどう評価するか。厚生年金適用拡大に込められた政策目的、すなわち、**雇用形態にかかわらず同一の雇用者向け年金制度に加入するという目的は、年金改革の最上位課題の1つである**。また、4分の3という現行適用基準は法律に明記されているものではなく、適用基準は速やかに法律へ明記されるべきであろう。問題は、適用拡大の方法である。**現行制度のまま、大規模な適用拡大を目指す**とすれば、**制度に歪みが生じ、また、雇用への悪影響なども懸念されるためだ。適正な執行にも不安がある**。

まず、「98,000円の壁」が崩されると、**国民年金と厚生年金との間での公平性が損なわれかねない**。98,000円は、厚生年金の標準報酬月額の下限、いわば壁であり、これに厚生年金保険料率を掛けたものが、国民年金保険料（定額である）とほぼ同額となるように設計されている。厚生年金の適用基準を社会保障・税一体改革成案のように、週労働時間20時間以上に仮に引き下げると、月収が98,000円を大きく下回る人も厚生年金に適用されることになる。

例えば、時給800円、週労働時間20時間で、1か月に4週働くと月収は64,000円である。ここに厚生年金保険料率16.412%（11年9月より）を掛け合わせると、保険料負担は労使計でも月額10,503円（1円未満切捨て）にしかならない。国民年金保険料月額15,260円より安い。それでも、週労働時間20時間から30時間未満の層にいる新たな厚生年金加入者は、国民年金保険料より少ない保険料で、基礎年金に加え厚生年金報酬比例部分を受け取ることが出来る。これは公平ではない。

確かに、政府のいう約400万人の適用拡大は聞こえがいい。しかし、それは、他方で、上に述べたように厚生年金と国民年金との間の公平性を著しく損なうことになりかねない。実際、07年に、自民党の安倍晋三政権が、再チャレンジ支援の一環として厚生年金適用拡大を模索した際も、適用基準の1つとしての標準報酬月額98,000円以上は、崩せない一線として維持された。結局、現行制度のまま、厚生年金の適用拡大を本格的に図ろうとすると制度に歪みが生じる。

次に、**厚生年金の適用拡大で保険料の事業主負担が増えること**でかえって**雇用や賃金そのものを減らしかねないこと**である。約400万人の適用拡大をすると、保険料の事業主負担が2,800億円増えるというのが、07年の厚生労働省の試算である（第4回社会保障審議会年金部会参考資料3、P14）。事業主はそのお金をどこからか調達してこななければならない。雇用や賃金にマイナスの影響が及ぶはずである。短時間労働者のための適用拡大が、かえって、短時間労働者のためにならないということも起こり得る。

さらに、**適用拡大が大規模なものとなった場合、果たして実際に執行できるのかという不安も**

ある。現在でも、本来、厚生年金の適用企業となるべきであるにもかかわらず未適用の企業がある。その規模は、総務省の推計では 63 万から 70 万事業所に及んでいる。こうした状況において、大規模な厚生年金の適用拡大が実際に適正に執行されるかは心許ない。適用拡大のためには、日本年金機構の業務体制整備が不可欠であろう。

(2) 第 3 号被保険者制度の見直し

2 つめが、第 3 号被保険者制度の見直しである（制度の詳細については西沢[2008] P 21）。社会保障・税一体改革成案では、夫の収入の半分が専業主婦の妻のものであるとみなし、厚生年金報酬比例部分が分割される案が提示されている。これは、二分二乗と名付けられている。しかし、これをもって、第 3 号被保険者制度の見直しとするならば、的外れである。

第 3 号被保険者制度が問題となるのは、基礎年金（厚生年金ではない）の費用負担に関する、次の 2 つの不公平感にある。第 1 に、単身世帯と共働き世帯からみた不公平感である。被雇用者の専業主婦の妻は、直接的な保険料負担なしに、基礎年金の受給権が得られ、しかも、その財源を単身世帯や共働き世帯にも依存しているためだ。

第 2 に、自営業者を夫に持つ専業主婦からみた不公平感である。同じ専業主婦であっても、自営業者を夫に持つ専業主婦は、第 1 号被保険者として保険料負担を要することになり、夫の就業状況の相違によって、専業主婦の年金の扱いが異なるためだ。これは、マクロの年金財政レベルで辻褄が合っているとしてみても、家計レベルでは、感情的に納得し難いものがある。こうした不公平感の解消に、二分二乗は寄与しない。

結局、第 3 号被保険者制度は、現行の基礎年金の財源調達方法、すなわち、基礎年金独自に財源を設けるのではなく、厚生、共済、国民各年金制度を分立させたまま、各制度から基礎年金拠出金を持ち寄らせるという方法に問題の根源がある（西沢[2008] P 2）。よって、現行制度のまま、第 3 号被保険者問題を根本的に解決することは出来ない。前出の厚生年金の適用拡大も同様である。だからこそ、今回棚上げされたものの、新制度創設の議論が重要となる（但し、それが民主党案かどうかは別問題である）。

3. 現行制度改善項目のポイントと評価〈2〉 - 被用者年金一元化

被用者年金すなわち厚生年金と共済年金（国共済、地共済、私学共済）の一元化に関しても、厚生年金の適用拡大と同時に、2007 年に安倍政権下で、被用者年金一元化法案が提出されている。そこに至る過程で垣間見えた政治側と官僚側のやりとりは、共済の既得権に切り込む困難さを改めて確認させることとなり、同法案も、保険料率の統一や追加費用の一部削減など見るべき点があったものの、真に一元化と呼び得る内容に至らなかった。その法案も 2009 年に廃案となっており、今回、改めて被用者年金一元化に取り組みされることとなる。

今後の進められ方には懸念がある。第 1 回年金部会における厚生労働省の説明によれば、被用者年金一元化に関しては、年金部会ではなく、関係省庁間において検討が進められ、年金部会にはその状況が報告されるのみとなる（同部会資料 4）。こうした客観性に疑義のある状況を是正するには、被用者年金一元化に関し、厚生労働、財務、総務、文部科学の所管 4 省の政務三役お

よび党が、官僚任せにすることなく主体的な推進役となることが不可欠であろう。試金石となるポイントは少なくとも2つある。

1つは、**共済年金にある職域相当部分（3階部分）の扱い**である。2007年の被用者年金一元化法案では、職域相当部分を廃止しつつ、新3階部分を別に法律で創設するという玉虫色の内容であった。第1回年金部会でも、委員のなかから、職域相当部分の廃止を含めて議論されるべきと今後の議論に対する懸念が表明されている。

2つめは、**共済組合の事務組織の扱い**である。共済年金には、それぞれ事務組織があり、職員がいる。2007年の法案では、これら事務組織は温存され、引き続き保険料徴収、積立金運用、および、給付などにあたることとされた。しかし、制度を一元化するのであれば、事務および積立金運用も日本年金機構と年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に一元化するのが自然である。この選択肢がはじめから排除されることがあってはならないだろう。

4. 現行制度改善項目のポイントと評価〈3〉 - 最低保障機能の強化

(1) 低所得者への加算

社会保障・税一体改革成案は、最低保障機能の強化として、①低所得者への加算、②受給資格期間の短縮、および、③高所得者の年金給付の見直しを打ち出している。年金制度の歴史を振り返ると、1961年に国民年金が導入され、1986年に全国民共通の基礎年金が創設されたものの、現在もなお、無年金者は政府推計で最大118万人存在し、基礎年金の給付月額も、満額で約6.6万円と生活保護にも見劣りする上、平均受給月額は5.4万円にとどまっている。このように、実際には、国民皆年金とは言いがたく、また、基礎年金は老後生活の基礎となる給付水準となっていない。

よって、**最低保障機能の強化という目的が掲げられたことは、高く評価されよう。問題は、その方法である。**最低保障機能の強化のうち、柱と目されるのは、現在の低所得者への加算である（傍点は筆者）。社会保障・税一体改革成案では、年収65万円未満（単身者の場合）の人に、月額1.6万円（民主党の掲げる最低保障年金月額7万円と基礎年金の平均受給月額5.4万円の差）を加算するなどの前提を置いた場合、約0.6兆円の社会保障関係費（2015年度）が追加的に必要になると試算されている。問題として、主に3つが指摘できる。

1つめは、「所得」の範囲や捕捉に関する問題がクリアされず、公平な制度が構築されない懸念である。一口に「所得」といっても、種類は多様である。公平な制度とするためには、判断の基準となる所得の範囲は極力広くとられるべきである。税制でいう包括所得あるいは総合所得だ。例えば、年金額が低くとも、そのほかに、事業所得、不動産所得、金融資産所得などがある人はいる。本来、それらが包括的かつ正確に把握され、その所得をもとに、年金給付額の加算が必要か否か判断されなければならない。

ところが、現実には、それは容易ではない。給与所得、事業所得、農林漁業所得に対する税務当局の捕捉率が異なるとされる問題、いわゆるクロヨン問題はクリアされているとはいえず（国民年金保険料が定額であるのが証左である）、また、金融資産所得を効率的に捕捉するために必

要となる納税者番号などのツールも導入に向けた議論の途上にある。現在の低所得者への年金給付額の加算を公平に実施できる環境が整っているとは言えない。

2 つめは、現在の低年金者へ年金給付額加算を行うと、年金が低額である理由が不問に付されかねず、やはり公平性の点で深刻な問題が起きうることである。低額である理由には、現役時に真に経済的余力がなく、保険料を支払えなかった人もいるであろうが、意図的に未納であった人もいるはずである。そうした人にまで、税を財源に年金給付額の加算を行うのは公平ではない。公平な制度とするには、過去数十年に遡って意図的な未納を逐一チェックする必要があるものの、実務上、不可能に近いだろう。

3 つめは、低所得者への年金給付額加算を打ち出す前に、基礎年金へのマクロ経済スライド適用の是非を問うべきではないかという議論の順番に対する疑問である。マクロ経済スライドは、基礎年金にも適用される。仮に、マクロ経済スライドが機能すると、基礎年金は、満額でも 4.8 万円（現在価値）まで低下していく見通しである（筆者試算）。最低保障機能の強化を掲げるのであれば、まず、マクロ経済スライドを基礎年金にまで適用した 04 年の年金改正の批判的検証こそが必要であろう。

ちなみに、08 年 12 月に日本経済新聞が公表した年金改革案は、厚生年金報酬比例部分には厳格にマクロ経済スライドを適用しつつ、基礎年金はマクロ経済スライドの適用から外すという提案を盛り込んでいる。年金財政の持続可能性確保のために、給付抑制が必要であるとしても、年金ごとの給付特性に応じたメリハリが本来必要である。マクロ経済スライドの見直しと合わせて、掘り下げた議論が期待される。

4 つめは、7 万円という金額の合理的根拠である。最低保障年金の金額が 7 万円だから、では根拠として弱い。それが不明確では、国会で審議することは出来ないであろう。さらには、生活保護との整合性なども整理する必要がある。

そもそも、厚生労働省は、最近まで、こうした現在の低所得者への加算という方法に消極的な立場の**はずであった**。2008 年の厚生労働省の文書には、次のようにある「検討に際しては、様々な解決すべき課題があることに十分留意する必要がある」（2008 年 11 月 27 日「社会保障審議会年金部会社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理—年金制度の将来的な見直しに向けて—」P 7）。低所得者への加算という方法は、選択肢としてほとんどあり得ないと厚生労働省は考えていたと解釈していいであろう。

むしろ、厚生労働省が、最低保障機能の強化の方法として本命視していたのは、保険料軽減支援制度とみられていた。これは、**現在低所得である年金受給者を救うのではなく**、保険料の支払いを政府が支援することにより、**将来の無年金者と低年金者発生を防ぐための方法**である（詳しくは西沢[2011] P 189）。この方法であれば、即効性はないものの、前述の 2 つめの問題は生じない。今回なぜ、保険料軽減支援制度から低所得者への加算への転換が図られたのか疑問が残る。「様々な解決すべき課題」には目をつぶって即効性を優先させなければ消費税率引き上げに対する国民の合意が得られないとの判断なのだろうか（目をつぶることが、消費税率引き上げに本当に近道か?）。この点、今後の議論のなかで明らかになることが期待される。

(2) 受給資格期間の短縮

最低保障機能の強化として、あわせて、受給資格期間の短縮も打ち出されている。確かに、加入期間が 25 年に 1 か月でも満たなければ、年金が全く貰えないというのは不合理であるといえる。負担と受益の対応関係が明確であるはずの社会保険料を払っているのであるから、例え 1 か月の年金加入でも、それが年金給付に結びつけるべきという考え方もあるであろう。受給資格期間を短縮すれば、そうした不合理が低減するとともに、無年金者に関しては減る可能性がある。

他方、低年金者が増える懸念や、10 年の納付期間を既に満たしている加入者の納付意欲が低下する懸念もある。実務を担う日本年金機構も交え、こうした負の側面も十分に踏まえた議論が必要である。

5. 現行制度改善項目のポイントと評価〈4〉 - 能力に応じた負担を求める方向性

現在、厚生年金の保険料がかかる月収と賞与には上限がある。月収に関しては 62 万円であり、月収が 60.5 万円以上であれば、62 万円×保険料率が保険料負担となる。税・社会保障一体改革成案は、この上限の引き上げを提案している。これは、厚生年金財政の収入増を狙ったものであろう。しかし、次の問題がある。

第 1 に、本来負担と受益の対応関係を旨とする社会保険料を通じ、所得再分配をさらに強化すべきか、慎重に判断されるべきだ。厚生年金保険料率約 16%のうち報酬比例部分約 11%、基礎年金部分約 5%とすると、標準報酬 62 万円の人の基礎年金部分の負担額は 3.1 万円である。標準報酬の上限が仮に 100 万円になったとすると負担額は 5 万円である。基礎年金部分の負担が増えても、基礎年金の給付額が増えることはない。すなわち、垂直的な所得再分配の強化となる。所得再分配の強化は、本来、その機能を主として担うべき税と一体的に議論されなければならないだろう。

第 2 に、厚生年金加入者と国民年金加入者間の水平的公平を一層損ねることとなる。例えば、厚生年金加入者のうち高所得（といっても一事業所における賃金）の人の基礎年金部分の負担額が増えたとしても（加入者本人には分からない）、同収入の国民年金加入者の負担が増えることはない。国民年金保険料は、収入にかかわらず定額であるためである。これは、厚生年金加入者と国民年金加入者との間の水平的公平を一層損ねることになる。

第 3 に、厚生年金保険料の課税ベースは、一事業所における賃金でしかないと考えられ、「負担能力」を測るには狭いということである。すなわち、水平的に公平ではない。例えば、主たる勤務先から月 62 万円の給与収入を得つつ、そのほかにも複数の顧問先から顧問料を得ているといった人もいる。こういった人の給与収入と顧問料を、日本年金機構が全て正確に捕捉して、保険料を課しているのか否か不明である。

第 4 に、2.3 倍もらえる年金という政府の説明との矛盾である。政府は、厚生年金加入者は、若い世代であっても、生涯に負担した保険料に対し 2.3 倍の年金給付を受けられると試算している。それが正しければ、年金財政が苦しいなか、高所得者により多くの保険料負担を求めることは矛盾を含む。高所得者に、政府からより多くの利益を提供することになるためだ。

実際には、公的年金制度は、もはやそうした有利な制度ではないがゆえに、高所得者により多

くの保険料負担を求めることが、ひいては年金財政の改善につながるものであり、この政策が正当性を持つためには、2.3倍試算を取り下げる必要がある。

6. 現行制度改善項目のポイントと評価〈5〉 - 年金財政の持続可能性の確保

(1) デフレ経済下のマクロ経済スライドの在り方

年金財政の持続可能性の確保として、社会保障・税一体改革成案では、①デフレ経済下のマクロ経済スライドの在り方、②基礎年金の国庫負担1/2の維持、および、③支給開始年齢の3つがあげられている。まず、マクロ経済スライドとは、2004年の年金改正の柱として導入された年金給付水準抑制の仕組みである（詳細は西沢[2008]第3章）。もともと、導入されたものの、「自動調整」という政府の説明とは裏腹に、今日まで全く機能していない。その結果、本来であれば、所得代替率は04年度の59.3%から09年度に57.5%まで低下しているはずであったものが、むしろ62.3%まで上昇している。すなわち、過剰な年金給付が発生し、年金財政を毀損している。

これは、マクロ経済スライドが、毎年度の賃金と物価の上昇幅の範囲内でのみ、年金給付水準を抑制する仕組みとなっているためである。04年の年金改正時、政府は、05年度以降、賃金と物価の一定程度の上昇が毎年度途切れることなく続く、すなわち、マクロ経済スライドは機能すると想定していた。ところが、現実には、賃金と物価は低下傾向にあり、マクロ経済スライドは機能していない。そこで、社会保障・税一体改革成案では、こうしたマクロ経済スライドのあり方について「見直しを検討する」としている。ようやくではあるが、マクロ経済スライドの見直しが盛り込まれたことは、社会保障・税一体改革成案のうち、年金に関する最大の成果だといえる。

問題は、実際にそれが実現するか否かである。政治的な難易度は高い。マクロ経済スライドを見直せば、前年の名目年金額を下回る改定を許容することになる。よって、年金受給者の反発を招くことにもなる。選挙の高齢者票を意識せざるを得ない政治家が、これを受け入れるかといえ、そうした期待は残念ながら持ちにくい。そもそも、政治家に対しそうした期待を持ちにくいゆえに、官僚が考え出したのがマクロ経済スライドという、オブラートに包みこまれた、直裁的ではない、迂遠な方法だったといえる。

支給開始年齢の引き上げも、主体的役割は、政治家にあるという点で同様である。現在、厚生年金報酬比例部分の支給開始年齢は60歳であり、2000年の年金改正で、2013年度から2025年度（男性の場合）にかけて段階的に65歳まで引き上げられることが決められている。最終的な支給開始年齢を、さらに引き上げる、あるいは、2000年改正の引き上げスケジュールを前倒しするとなれば、国民の反発をやはり招きかねないためだ。

年金財政の持続可能性の確保は、政治家がその必要性を十分に理解し、国民に分りやすく説明し、納得を得られるかどうかにかかっている。

(2) 基礎年金の国庫負担1/2の維持

社会保障・税一体改革成案のなかでは、年金財政持続可能性確保の一環として、基礎年金の国

庫負担 1/2 の維持が挙げられていたが、これは、早急に実施すべきとの建議を年金部会が厚生労働大臣宛提出することで第 1 回部会において処理された。

おわりに

8 月 30 日、菅直人政権で財務大臣だった野田佳彦氏が首相となり、菅政権が進めてきた社会保障・税一体改革が踏襲される見通しである。最後に、年金に関する上記の議論を踏まえ、新政権の課題を挙げておきたい。

1 つは、党における議論不在あるいは不足の是正である。第 1 回社会保障審議会年金部会資料（資料 4）には、次のようにある。「新しい年金制度の創設については、国民的な合意に向けた議論や環境整備の状況を踏まえつつ、民主党における検討状況を踏まえ、検討を進める」すなわち、社会保障・税一体改革成案では、まず現行制度改善、次いで新制度創設というシナリオを描いているが、現行制度の改善に仮に区切りがついたとしても、民主党における議論がなければ、次のステップに進めないということだ。

野田新首相は、党における政策の議論を重視する意向を示しているが、それは政務三役以外の議員の単なるガス抜き場であってはならず、党の根本となる中長期的かつ制度横断的な政策形成と深化を担う極めて重要な場であることが認識されるべきであろう。

2 つめは、**社会保障・税一体改革成案とマニフェストとの整合性を図ることである。とりわけ、負担増および給付減となる部分で必要である。**マニフェストは、2008 年にスタートした後期高齢者医療制度が高齢者差別であると断じたり（実際には差別ではない、西沢[2011] 参照）、公的年金等控除の引き上げを約束したりと、総じて高齢者の負担軽減の方向である。

他方、社会保障・税一体改革成案では、消費税率の引き上げ、マクロ経済スライドの見直し、公的年金等控除縮減など、高齢者にとっても給付減、負担増となる方向性の項目が少なくない。マニフェストと社会保障・税一体改革成案はハレーションを起こしているように見える。今後、党と政府が一体となって政策を進めていくためには、マニフェストも修正すべき点は修正し、その上で、それに沿って政府の政策を進めていくことが重要であろう。

3 つめは、**社会保障・税一体改革成案の次のステップを早急に視野に入れることである。**消費税率 5% の引き上げを骨子とする成案実現だけでも決して低いハードルではないが、5% ではわが国の財政状況を鑑みれば全く不十分である上、今回の成案では、社会保障制度の構造改革、他の税目を含む税制改革に踏み込み不足である。成案の実現に汲々とし、それによしとするのではなく、成案は、軽々と乗り越え、さらにその次に段階に移ることが新政権には求められている。

以上

参考文献

[1] 西沢和彦[2008]『年金制度は誰のものか』日本経済新聞出版社

[2] 西沢和彦[2011]『税と社会保障の抜本改革』日本経済新聞出版社

◆『日本総研 政策観測』は、政策 이슈 に 研 究 員 独 自 の 視 点 で 切 り 込 む レポ ー ト で す。

本資料に関するご照会は、下記までお願いいたします。

調査部 ビジネス戦略研究センター 西沢 和彦 (Tel : 03-3288-5052)